

城陽市水道事業及び下水道事業における 包括的民間委託の導入について

令和 6 年(2024 年)8 月1日

城陽市上下水道部

1 城陽市上下水道事業における3つの課題と対応

(課題 1) 浄水場等の管理業務受託会社の解散

現浄水場等管理業務受託会社の令和7年度末解散に伴い令和8年度以降の受託会社を確保する必要があるが、業務を一括して受託するビジネスモデルに移行しつつある状況下では受託会社を確保することが困難であり、令和8年度以降の事業継続に支障が生ずる。

(課題 2) 市が任用し確保すべき技術者の不足

専門的な技術職員の確保が困難な状況が続いており、将来的には現在よりさらに状況が厳しくなることが想定される。

(課題 3) 事業費の財源確保

上下水道施設の耐震化等を進める上で有利な財源として国庫補助金獲得のための枠組み作りが必要。

**浄水場等の管理業務の受託会社を確保するとともに、
上下水道施設の耐震化等の財源となる国庫補助金の採択要件を満たし、
有利な条件での契約が見込める時期にウォーターPPP(レベル 3.5)への移行が必要。**

【ウォーターPPPとは】

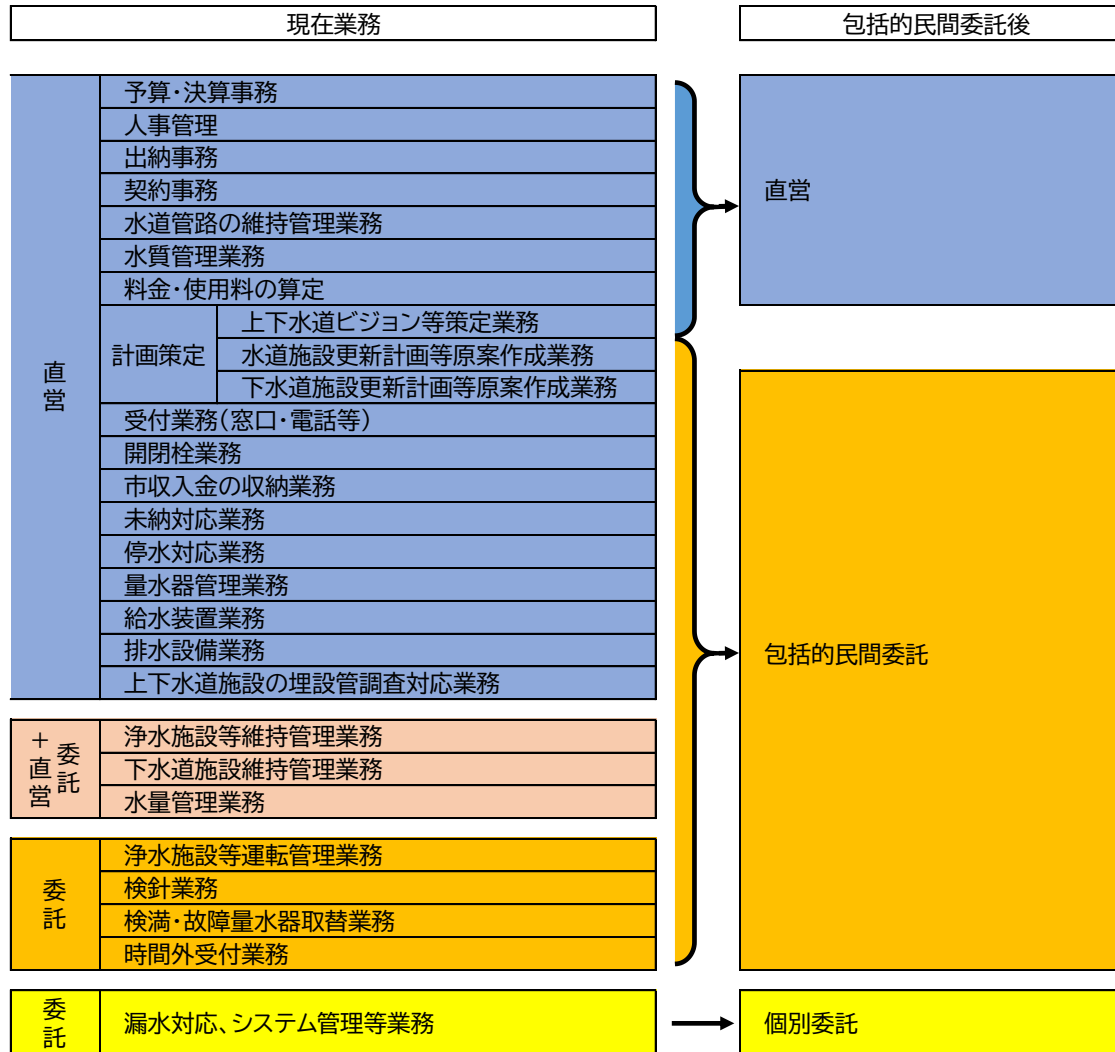
ウォーターPPP	
公共施設等運営事業 (コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)
性能発注	性能発注
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクション マネジメント(CM)
プロフィットシェア	プロフィットシェア
運営権(抵当権設定)	
利用料金直接収受	

レベル3.5の条件

- ①長期契約…契約は10年間を原則とする
- ②性能発注…発注者が要求した品質やコスト、期間で実現できるよう委託対象の形状や具体的な機器、材料までは決めず、対象がどのような能力を発揮すべきであるかという「性能」から条件を設定する
- ③維持管理と更新の一体マネジメント…通常の収益的支出だけでなく資本的支出にも業者がコミットする
- ④プロフィットシェア…契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする

⇒ 城陽市においてはウォーターPPPレベル3.5を目指す

2 城陽市におけるウォーターPPPの組み立て



(1) 移行のイメージ

現在個別委託している業務及び現在直営で実施している業務を包括して委託する。

主な業務について、左図の移行イメージとなる。

※ 委託時内容は資料2包括的民間委託に係る要求水準書(案)に準拠(1-7、1-8は省略)

(2) 維持管理と更新の一体マネジメントについて

上水道について、管路の維持管理はこれまで長期にわたり城陽市公認上下水道協同組合に委託してきた経緯がある。そこで得た情報は、業務報告という形で提供を受けており、これを市が立案する管路の整備計画の更新に活用していることから、維持管理と更新のマネジメントが一定なされているという認識である。そのため管路の維持管理は、包括的民間委託に含めず、浄水場等施設の維持管理を対象とし、そこで得た情報を活用することにより、更新計画等原案を作成する。

3 工程案について

(1)業者選定までに必要な手順について

「1 城陽市上下水道事業における3つの課題と対応」で示したとおり、令和7年度末には現受託事業者との契約が終了する。

代わりの受託事業者を選定する必要があるが、基幹インフラである上下水道を担う業者の選定はその重要性及び契約期間から慎重に行う必要がある。国土交通省の PPP／PFI 手法選択ガイドラインによれば、事前検討から事業開始まで合計3年程度の期間を見込むことが望ましいと示されている。

城陽市でも令和3年度から情報収集を始め、令和5年度にはマーケットサウンディングを実施しており、令和6年度に入札公募を始め、令和7年度には契約を締結し、令和7年度下半期に引継ぎを予定しているところであり、令和5年度から起算すると、概ね国土交通省の示すタイムスケジュールと整合する形で取り組みを進めてきているところである。

現受託事業者の解散時期が決まっていること、引継ぎ期間を確保する必要があることから現工程(案)とした。

(2)国土交通省の支援

ウォーターPPP(レベル 3.5)は、令和5年度に追加された新しい制度であり、国土交通省では、取り組みを進めている自治体に対し直接相談できる窓口を用意している。城陽市では実現可能性の検討や、関係団体との意見交換、先進事例の研究といった初期のステップは一定終えており、全国的にも早期に業者選定に入ることによって手厚いサポート等が期待できる。

(3)企業側の受け皿

公共下水道事業の事業体が概ね全国で1300あるが、これらのうちウォーターPPP導入可能性調査費を対象とする「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助金」採択団体が82件ある。令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援に関してウォーターPPPの導入が要件化されることが既に決定しており、当該制度の導入を図る事業体は今後増加していくと見込まれる。

そして、上下水道というインフラを担うという点で、高度能力や重厚な体制が受託者に求められるが、その担い手となる企業が事業体の数に比して足りないと見込んでいる。

城陽市が全国で包括的民間委託の受注実績を有する企業に対しておこなった聞き取り調査でも、企業サイドから事業体のニーズに対して受け皿となる企業が絶対的に不足することは確実であり、企業側として受注する団体の見極めに入っているとの声が複数あった。

(4)工程案について

3(1)で記した手順を工程に落とし込むと下図のとおりとなる。

内容	R6年度												R7年度												R8年度			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
要求水準書・募集要項作成	■	■	■	■	■	■	■																					
事業者意見聴取		■	■	■																								
選定委員会設置							●																					
事業者募集							■	■	■	■	■	■																
ヒアリング・審査・優先交渉事業者決定												■	■	■	■													
基本協定締結															●													
基本契約に向けた調整																■	■	■	■									
基本契約の締結																		●										
引継ぎ																			■	■	■	■	■	■				
事業開始																									●			

4 費用について

(1)令和8年度から令和17年度の委託経費と国庫補助金の見積もりについて

①委託経費について

包括的民間委託後の委託経費について、公益社団法人日本水道協会が策定した水道施設維持管理業務委託積算要領(第三者委託・包括委託編)等を参考に算出した。

10年間の委託経費合計で^(仮)約43億円(税抜)を見込む

②PPP 導入により継続が見込まれる国庫補助金について

・水道事業について

令和9年度から令和17年度までの間で、総額7.2億円相当の国庫補助制度が継続されると見込む。

・下水道事業について

過去の調査による更新実施割合の実績等から、令和9年度から令和17年度までの間で、総額2.6億円相当の国庫補助制度が継続されると見込む。

10年間の補助金合計で約9.8億円を見込む

5 予算措置

公募型プロポーザルに係る公告を令和6年度に実施することから、予算措置として令和6年度に債務負担行為を設定する必要がある。そのため、令和6年9月議会において、表1のとおり令和6年度補正予算を提案することとしている。

受託事業者との契約は工程上令和7年度を予定しているが、債務負担行為は設定した年度内に契約を行わなかった場合に効力を失うことから、債務負担行為の継続を図るため、令和7年度当初予算で改めて債務負担行為の提案を行い、当該年度の契約締結を予定している。

表1

債務負担行為（案）

事 項	期 間	限 度 額
城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業	自：令和6年度 至：令和17年度	4,300,000 4,500,000 千円を物価等変動の事由により増減し、かつ、当該増減した委託料の額に消費税及び地方消費税を加算した額

【債務負担行為とは】

地方公共団体が将来にわたる債務を負担する（支出する義務を確定する）行為のこと。

予算は単一年度で完結するのが原則だが、1つの事業や事務が単一の年度で終了せずに後の年度においても負担をしなければならない場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを決めておく。これを債務負担行為という。

6 選定について

(1) 審査会

包括的民間委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式による優先交渉事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業プロポーザル審査会(以下、「審査会」とする。)を設置する。

審査会は、委員4人以内で組織し、その委員は次に掲げる者のうちから城陽市公営企業管理者が選任する。

- ・ 学識経験を有する者
- ・ 水道事業又は下水道事業に関する専門的知識を有する者
- ・ 城陽市公営企業に勤務する企業職員
- ・ 前記のほか、審査委員会の担当事務に関し管理者が適当と認める者

※ 委員の氏名及び職名については、審査結果の公表時に公表するものとする。